

博物館資料保存論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと)

1. 次の文章の()にあてはまる適切な用語又は数字を、それぞれ A~D から選んで完成させなさい。(各5点)

(1)「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」<平成8年7月12日、文化庁長官裁定>では、公開における保存に必要な措置及び環境の維持について、次のことなどが示されている。

- ・多湿な環境に常時置かれてきたもの及び寒冷期に長距離を輸送されてきたものの梱包を解く時は、十分な(①)の期間を確保すること。
- ・温度は摂氏(②) (公開を行う博物館その他の施設が所在する地域の夏期及び冬季の平均外気温の変化に応じ、季節によって緩やかな温度の変動はあっても良い。)、相対湿度は(③) ±5パーセント(年間を通じて一定に維持すること。)を標準値とする。ただし、金工品の相対湿度については、55パーセント以下を目安とすること。
- ・原則として、照度は(④)以下に保ち、直射日光が入る場所など明るすぎる場所での公開を避けること。また、特にたい色や材質の劣化の危険性が高い重要文化財等については、公開期間(露光時間)を勘案して照度をさらに低く保つこと。

- ① A : 慣らし B : 修繕 C : 燻蒸 D : 除菌
② A : 18度 B : 20度 C : 22度 D : 24度
③ A : 45パーセント B : 50パーセント C : 55パーセント D : 60パーセント
④ A : 100ルクス B : 125ルクス C : 150ルクス D : 200ルクス

(2) 戦争等の武力紛争による文化財の破壊や国外への不正な流出を防ぐことを目的に1954年に締結されたのは(⑤)で、日本は2007年に批准している。また、(⑥)は絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約で、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制してそれらを保護することを目的に1973年に採択され、日本は1980年に締結した。

- ⑤ A : ハーグ条約 B : ボン条約 C : ラムサール条約 D : ワシントン条約
⑥ A : ハーグ条約 B : ボン条約 C : ラムサール条約 D : ワシントン条約

2. 次の用語の中から4つ選択し、その番号を記し簡潔に説明してください。(各5点)
(5つ以上を解答した場合は無効とする。)

- (1) 予防保存 (2) 調湿作用 (3) 修理保存
(4) 可逆性 (5) 照度基準 (6) 保存カルテ

3. 博物館資料の保全について「調査」、「予防」、「修理」の観点から400字以内で述べなさい。(30点)

4. 「町並み保存」について説明し、これに対する博物館のかかわりを述べなさい。
(10点)

5. 博物館建物において活動を行う一般的な「博物館」に対し、これとは異なり「エコミュージアム」と呼ばれる博物館の形態がある。両者の違いについて、資料保存という観点から論じなさい。(10点)